

防犯対策強化事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 8 年 7 月 1 日

〇〇地区防犯協会
会長 〇〇 〇〇 様

佐賀県警察本部長

令和 8 年〇月〇日付けで申請のありました防犯対策強化事業補助金について、
次のとおり決定します。

1 防犯カメラ設置補助事業

補助決定台数	〇台
補助決定額	〇0,000 円

2 防犯活動経費補助事業

補助項目	需要費
補助決定額	〇0,000 円
補助項目	報償費
補助決定額	〇0,000 円
補助項目	使用料
補助決定額	〇0,000 円

3 補助条件

- (1) 防犯対策強化事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事業の経費配分又は事業内容の変更を行う場合は、事務局の承認を得

ること。（軽微な変更は除く。）

- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事務局の承認を得ること。
- (4) 事業が計画期間内に完了しない、又は遂行が困難となった場合は、直ちに事務局に報告し、指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る経理は、関係書類を整備し、事業完了後 5 年間保存すること。